

事務事業の概要	検出事項	監査の結果																												
<p>1 大阪府立病院機構運営費負担金（以下「運営費負担金」という。）は、大阪府立の病院が、不採算医療を含む高度専門医療の提供など、公的使命を継続的に果たすために行っている救急医療や高度医療の確保、精神、結核医療について、大阪府立病院機構（以下「病院機構」という。）の医業収入をもって充てることが適当でない経費や不採算医療に掛かる経費（これらを「政策医療」という）に対する負担金として、地方独立行政法人法等に基づいて、大阪府が支出しているものである。</p> <p>運営費負担金の推移 (億円)</p> <table border="1" data-bbox="284 716 1249 989"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>H21</th> <th>H22</th> <th>H23</th> <th>H24</th> <th>H25</th> <th>H26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>運営費負担金の当初予算額</td> <td>134.4</td> <td>134.2</td> <td>122.0</td> <td>117.6</td> <td>105.2</td> <td>99.4</td> </tr> <tr> <td>運営費負担金の決算額</td> <td>130.2</td> <td>135.1</td> <td>122.0</td> <td>112.4</td> <td>102.2</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>当期純利益</td> <td>25.5</td> <td>30.2</td> <td>24.7</td> <td>26.7</td> <td>11.5</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 平成25年度予算は、大阪府の財政状況を勘案し一定の縮減をして計上                  ※ 平成26年度予算は、調査分析の結果を踏まえて計上</p> <p>2 運営費負担金に関する平成24年度監査の委員意見は以下のとおり。                  「本来、負担金は、病院機構として独立採算ではできない部分、大阪府として実施させるべき行政的医療・不採算医療の部分について支出されるべきものであり、これまで以上にその実態を把握する努力が必要である。この観点から、現状の負担金の水準及び算定方法の妥当性について早急に検証すべきである。」</p> <p>3 平成25年度に大阪府が行った、「地方独立行政法人大阪府立病院機構における経営改善等に係る調査分析業務」委託                  (1) 本調査分析業務は、各病院の経営状況を分析し、具体的な改善課題を抽出、整理するとともに、平成24年度決算データを基に運営費負担金の検証を行った。                  (2) 運営費負担金の検証では、高度専門的な技術を必要とする疾患など政策医療とそれ以外の一般医療に区分した上で、患者別に医療現場の負担を指数化した「手のかかり度合い」により補正を行い、政策医療に掛かる収支差額を試算した。                  (3) 平成26年度予算は、この収支差額を用い、運営費負担金の額を平成24年度当初比で約18億円縮減した。</p>	年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26	運営費負担金の当初予算額	134.4	134.2	122.0	117.6	105.2	99.4	運営費負担金の決算額	130.2	135.1	122.0	112.4	102.2	—	当期純利益	25.5	30.2	24.7	26.7	11.5	—	<p>1 平成26年度の運営費負担金は、平成25年度の調査分析結果として得られた政策医療に掛かる収支差額（総額）を、従来の繰出基準による算定式に置き換えて、算出した。                  しかし、調査分析において区分した政策医療と一般医療の枠組について、大阪府が負担すべき内容かどうかという観点から更に精査する必要がある。</p> <p>2 調査分析結果を踏まえて作成した経営改善プラン（案）では、当面の改善等の具体策を列挙しているにとどまり、具体的な数値目標が示されていない。</p>	<p><b>【改善を求めるもの（意見）】</b>                  運営費負担金の適正水準に向けた取組は一定評価できるものの、検証のための調査の頻度を高め、今後の予算編成の手法について早急に検討されたい。                  そのためにも、平成26年度の運営費負担金に用いた算定方法において政策医療とそれ以外の区分についても大阪府が負担すべき内容かどうかという観点から見直しを行われたい。                  また、具体的な数値目標を示した経営改善プラン（案）を早急に作成し、次期中期目標及び中期計画に反映されたい。</p>
年度	H21	H22	H23	H24	H25	H26																								
運営費負担金の当初予算額	134.4	134.2	122.0	117.6	105.2	99.4																								
運営費負担金の決算額	130.2	135.1	122.0	112.4	102.2	—																								
当期純利益	25.5	30.2	24.7	26.7	11.5	—																								
措置の内容																														
平成25年度に実施した調査分析において、病院が実施する医療を、17項目の「政策医療」と、その他の「一般医療」に区分した上で、患者別に各々の収支を明らかにするため、定量的な																														

分析・検討を行い、大阪府が負担すべき政策医療費の水準及び算定方法（原価計算方式）を算出した。

上記の検討結果を踏まえ、平成26年度から運営費負担金の算出については、直近の決算データに基づく原価計算方式を実施している。

また、平成27年度の運営費負担金を算出するに当たっては、大阪府が負担すべき政策医療について、平成26年に監査委員より意見のあった項目を中心に更なる精査を行い、政策医療区分を17項目から12項目に再整理の上、原価計算方式を実施するとともに保健衛生行政経費についても見直しを行った。

経営改善に係る具体的な数値目標については、平成27年12月に大阪府が策定した「地方独立行政法人大阪府立病院機構第3期中期目標（平成28年度～平成32年度）」において、平成25年度の経営改善プラン（案）を踏まえた経営改善方策の方向性を示し、その後、病院機構が策定した「地方独立行政法人大阪府立病院機構第3期中期計画（平成28年度～平成32年度）」（平成28年3月府認可）において数値目標の設定を行った。

決裁遅延

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>商工労働部 人材育成課</p>	<p>経費支出伺（支出負担行為）の決裁が、契約締結及び業務開始の後に 行われていた。</p> <p>14 夕陽丘高等職業技術専門校在職者訓練（テクノ講座）委託            (1) 契約締結・業務開始：平成25年9月25日・平成25年10月1日            (2) 経費支出伺の決裁：平成26年3月28日            (3) 支出額：468,435円</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b>            業務委託等契約事務及び、補助金の交付事務において、組織としての意思決定手続を欠いていた状態であり、大阪府財務規則第39条（支出負担行為）及び第64条（契約書の作成）の規定に違反している。            起案者のみならず、決裁関与者を含めて契約事務のルール等について周知徹底を図り、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【大阪府財務規則】</b>            （支出負担行為）            第39条 知事又は第3条の規定により支出負担行為に関する事務を委任された者は、予算の範囲内であることを確認した上で支出負担行為をしなければならない。            2 前項の場合において、支出負担行為をする者は、経費支出伺書（様式第29号の2）を作成の上、これを行わなければならない。ただし、知事が別に定める場合は、この限りでない。</p> <p>（契約書の作成）            第64条 契約担当者は、契約を締結しようとするときは、次に掲げる事項を記載した契約書を作成しなければならない。（以下略）</p>	<p>本件については、課内職員で監査結果の情報共有を行い、大阪府財務規則の規定を踏まえた委託契約事務のルールについて、グループ内会議での周知を行った。また、事務手続上の注意事項一覧を作成し案件綴りの表紙裏に貼付することで注意喚起を図った。            今後は、大阪府財務規則等に基づき、適正な事務執行に努める。</p>

訓練手当の支給の不備

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容
<p>北大阪 高等職業技術専門校</p>	<p>通所のため、自転車、電車、バスを利用して通所している生徒について、自転車の利用距離が片道2キロメートル以上あるにもかかわらず、認定の誤りにより、自転車分の手当（平成25年4月16日～同年11月15日分 25,711円）の支給がされていなかった。</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b> 速やかに支給不足になっている通所手当の追給措置を講じるとともに、他に同様の事例がないか確かめられたい。 また、起案者のみならず、決裁関与者を含めて訓練手当の認定等処理のルールについて、理解を深め、訓練手当の認定等処理を行う際は、必ずマニュアルや関係規則等を確認し、適正な事務処理を行われたい。</p> <p><b>【大阪府訓練手当支給規則】</b> 第6条 技能習得手当は、受講手当及び通所手当とする。 4 通所手当は、次の各号のいずれかに該当する支給対象者に対して支給する。 (3) 通所のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする者（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通所するものとした場合の通所距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。） 5 通所手当の月額は、次の各号に掲げる支給対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。ただし、その額が42,500円を超えるときは、42,500円とする。 (1) 前項第1号に該当する者 次項及び第七項に定めるところにより算定したその者の一箇月の通所に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。） (2) 前項第2号に該当する者 自動車等を使用する距離が片道10キロメートル未満である者にあつては3,690円、その他の者にあつては5,850円（第四条第二項の規定により定められた基本手当の日額の級地区分が3級地に該当する者であつて、自動車等を使用する距離が片道15キロメートル以上であるものにあつては、8,010円） (3) 前項第3号に該当する者（交通機関等を利用しなければ通所することが著しく困難である者以外の者であつて、通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ交通機関等を利用しているものを除く。）のうち、自動車等を使用する距離が片道2キロメートル以上である者及びその距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通所することが著しく困難である者 第1号に掲げる額と前号に掲げる額との合計額</p>	<p>本件に関しては、北大阪高等職業技術専門校より速やかに対象者あて未支給があつた旨の通知（平成26年7月18日付け）を行った後、人材育成課により追給処理を行った（平成26年7月31日支払）。</p> <p>また、当該書類一式を再度点検し、他に同様の事例はないことを確認した。</p> <p>なお、事務処理に当たっては、認定要件の正確さを期するため、経路の確認においては、マニュアル及び関係規則を再度確認するとともに、人材育成課への報告書類は、毎月、必ず複数の人間で確認を行うこととし、再発防止に努める。</p>

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容																
北大阪 高等職業技術専門校	<p>大阪府訓練手当支給規則及び公共職業訓練に係る大阪府訓練手当支給取扱要領によれば、訓練手当支給対象者が、疾病等やむを得ない理由がなく、休校日ははさんで、連続して3日以上職業訓練を受けなかった場合は、当該休校日については、基本手当及び通所手当を支給しないものとされているにもかかわらず、手当を支給しているものが2件あった。</p> <p><b>【過払い額】</b></p> <table border="1" data-bbox="593 756 1276 924"> <thead> <tr> <th></th> <th>基本手当</th> <th>通所手当</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1)</td> <td>12,930円</td> <td>1,137円</td> <td>14,067円</td> </tr> <tr> <td>(2)</td> <td>24,710円</td> <td>1,789円</td> <td>26,499円</td> </tr> <tr> <td>計</td> <td>37,640円</td> <td>2,926円</td> <td>40,566円</td> </tr> </tbody> </table>		基本手当	通所手当	合計	(1)	12,930円	1,137円	14,067円	(2)	24,710円	1,789円	26,499円	計	37,640円	2,926円	40,566円	<p><b>【是正を求めるもの】</b>            速やかに過払いになっている基本手当及び通所手当の戻入措置を講じるとともに、他に同様の事例がないか確かめられたい。            また、起案者のみならず、決裁関係者を含めて訓練手当の支給事務のルールについて、理解を深め、訓練手当の支給事務を行う際は、必ずマニュアルや関係規則等を確認し、適正な事務処理が行われたい。</p> <p><b>【大阪府訓練手当支給規則】</b>            (技能習得手当)            第6条 (略)            8 第4条第1項ただし書の規定により基本手当を支給されない日を含む月の通所手当の月額は、第5項の規定にかかわらず、同項の規定による額からその日数のその月の日数に占める割合を同項の規定による額に乗じて得た額を減じた額とする。</p> <p><b>【公共職業訓練に係る大阪府訓練手当支給取扱要領】</b>            (基本手当)            第2条 (略)            4 支給対象者が、疾病又は負傷及び天災その他のやむを得ない理由がないと認められるにもかかわらず、休校日ははさんで、連続して3日以上職業訓練を受けなかった場合は、当該休校日については支給しないものとする。</p>	<p>本件に関しては、北大阪高等職業技術専門校より速やかに各対象者宛過払いがあった旨の通知（平成26年6月24日付け・平成26年6月30日付け）を行ったのち、人材育成課により返納通知書を発行し、返納を受けた（平成26年7月22日・平成26年7月16日）。</p> <p>また、当該書類一式を再度点検し、他に同様の事例はないことを確認した。</p> <p>なお、事務処理に当たっては、改めて規則を正確に認識するため、校内において、マニュアル及び関係規則を再度確認するとともに、人材育成課への報告書類は、毎月、必ず複数の人間で確認を行うこととし、再発防止に努める。</p>
	基本手当	通所手当	合計																
(1)	12,930円	1,137円	14,067円																
(2)	24,710円	1,789円	26,499円																
計	37,640円	2,926円	40,566円																

国庫支出金の個別配賦の未了

対象受検機関	検出事項	監査の結果	措置の内容								
<p>北大阪 高等職業技術専門校 商工労働部雇用推進室</p>	<p>北大阪高等職業技術専門校（以下「北大阪校」という。）の開校前後の新公会計制度上の会計処理について確認したところ、北大阪校の建築工事費等の財源である国庫支出金が、他の高等職業技術専門校（以下「技専校」という。）分と一括して雇用推進室の行政コスト計算書に計上されていた。</p> <p>商工労働部雇用推進室の説明は、「平成24年度は、北大阪校については、開校前のため配賦できない。」ということだが、他の技専校については、そのような事情がないため、各校に配賦し計上すべきであった。</p> <p>平成25年度も同様に、各技専校に個別配賦されるべき国庫支出金が、雇用推進室に一括して計上されていた（平成25年度 926,956,859円）。</p>	<p><b>【是正を求めるもの】</b> 暫定的に雇用推進室に一括して計上した、複数の技専校の施設整備等に対する国庫支出金は、決算整理において「取引の計上区分及び配賦に関する実務指針」の配賦の基準に沿って個別配賦し、所属及び管理事業ごとの正確な財務情報を把握されたい。</p> <p><b>【取引の計上区分及び配賦に関する実務指針】</b></p> <p>第1章 総則</p> <p>3 所属及び管理事業の区分</p> <p>(1) 現金取引に関する所属及び管理事業の区分は、別表2のとおりとする。</p> <p>別表2（一部抜粋）</p> <table border="1" data-bbox="1228 850 2220 1245"> <thead> <tr> <th></th> <th>取引の内容</th> <th>区分する所属</th> <th>区分する管理事業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>歳入</td> <td>行政コスト計算書の収入に計上する歳入のうち、歳出の特定財源であるもの（他に属するものを除く） ※国庫支出金、使用料及び手数料など</td> <td>歳出に係る取引を計上する所属 例1）出先機関A事務所に建設工事費の財源である国庫支出金を本庁B課で調停した場合、A事務所に計上 例2）職員の人件費に対する国庫補助金は、補助対象の職員の人件費を計上する所属</td> <td>歳出に係る取引を計上する管理事業 例）1件の調定で収納した国庫補助金が複数の管理事業の財源である場合、充当する管理事業ごとに計上</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 配賦の目的</p> <p>(1) 取引は、発生の都度、計上する所属及び管理事業を区分（直課※1）することを原則とするが、取引の内容※2又は事務効率上の理由※3などにより、区分が困難な場合がある。配賦とは、そのような取引について、取引発生時に暫定的に区分した所属又は管理事業を、決算整理において、本来区分すべき所属及び管理事業に変更することをいう。</p> <p>※1 直課とは、調定及び支払命令などの処理において、所属及び管理事業ごとの金額を特定し、直接計上することをいう。</p> <p>※2 総額を職員数で分する人件費は支出命令時には区分できない など。</p> <p>※3 配賦する所属及び管理事業が多数の場合、調定時又は支出命令時において区分することが非効率であるなど。</p>		取引の内容	区分する所属	区分する管理事業	歳入	行政コスト計算書の収入に計上する歳入のうち、歳出の特定財源であるもの（他に属するものを除く） ※国庫支出金、使用料及び手数料など	歳出に係る取引を計上する所属 例1）出先機関A事務所に建設工事費の財源である国庫支出金を本庁B課で調停した場合、A事務所に計上 例2）職員の人件費に対する国庫補助金は、補助対象の職員の人件費を計上する所属	歳出に係る取引を計上する管理事業 例）1件の調定で収納した国庫補助金が複数の管理事業の財源である場合、充当する管理事業ごとに計上	<p>暫定的に雇用推進室に一括して計上した複数の技専校の施設整備等に対する国庫支出金については、平成26年度以降の決算整理において「取引の計上区分及び配賦に関する実務指針」の配賦の基準に沿って商工労働部雇用推進室から各校に個別配賦している。</p>
	取引の内容	区分する所属	区分する管理事業								
歳入	行政コスト計算書の収入に計上する歳入のうち、歳出の特定財源であるもの（他に属するものを除く） ※国庫支出金、使用料及び手数料など	歳出に係る取引を計上する所属 例1）出先機関A事務所に建設工事費の財源である国庫支出金を本庁B課で調停した場合、A事務所に計上 例2）職員の人件費に対する国庫補助金は、補助対象の職員の人件費を計上する所属	歳出に係る取引を計上する管理事業 例）1件の調定で収納した国庫補助金が複数の管理事業の財源である場合、充当する管理事業ごとに計上								